

色別り部分が配管工事が完了しているところ

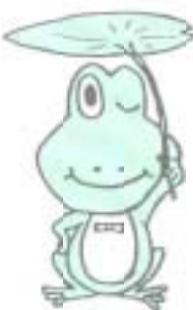


下水道

清流の流れる美しい環境の町をめざしてスタートした下水道事業は、皆様の協力により、平成4年度の工事も無事完了し、4月1日からその部分を供用開始します。

昨年約30ha、450世帯、1,000人ほどの供用を開始し、本年は新たに、約8ha、150世帯、300人ほどが追加となります。

守れ清流 のばそう 下水道



下水道の供用開始区域に土地を持つ方は、次の二つの義務が生じます。

①受益者負担金の納付

下水道のある生活が始まるとき快適な生活環境が生まれ、その土地の利用価値も増加します。しかし、この事業には莫大な費用がかかります。

費用の一部を下水道の整備により直接受益を受ける方に負担していたただくのが、受益者負担金制度です。

負担金は供用開始時に一度だけ賦課され、その単位当たりの負担額は次の通りです。

一坪当たり 約一六一七円

②下水道への接続義務

供用開始となった土地に家屋のある方は三年以内にトイレを水洗化し、古所からの汚水を下水道に接続する義務を生じます。

工事は必ず指定業者で

水洗化工事、排水の下水道への接続工事（排水設備工事）

は、下表の市の指定業者でなければ施工することができます。工事は直接指定業者に申し込んでください。指定業者はあなたに代わって工事の計画確認申請など諸手続をします。

汚水処理費に 当てる使用料

下水道使用料は、流した汚水の量に応じていただきます。これは、下水道施設の清掃や修理、浄化センターの運転費用に当たります。

受益者負担金の 賦課対象区域となる 土地の総覧

市では、今年受益者負担金の対象区域となる土地の所有者の方に、その旨を文書で連絡することも、下水道課であります。間におこしください。

ほ場整備事業シリーズ⑨

～ほ場整備 1問1答～

A Q
40 60

A Q
39 79

A Q
38 91

A Q
37 77

分家予定地はどうするのか
全体面積の3割以内であれば分家予定地だけでなく、新たな公共用地・工場・一般住宅地・墓地なども、非農用地区域を定めて換地出来る。この場合換地処分後に、転用手続が必要となります。事業完了後、分家住宅を建設したい場合は建てられるか
A 17を参照。ただし、非農用地区域内は土地改良事業として認められないでの造成工事は補助対象外となります。
換地はいつやるのか
工事着工前に換地計画原案を作成し、工事完了後面積の修正をする（事前換地）方法が望ましい。
換地（配分）は誰がするのか
組合員より選出された換地委員が行います。（土地評価は評議委員が

南国市排水設備工事指定業者

業者名	電話
(有)野村工業	64-2507
(有)岸添組	66-4549
(有)十市水道工務店	65-0724
(有)高坂水道工事	62-0757
池本土木(株)	63-2321
常徳産業(株)	65-8701
鈴木水道設備	65-8882
(株)光テック	63-2438
(株)島内土建	63-3647
香西設備(株)	64-1001
(有)長岡工業	66-3524
トヨーティー・オカモト	63-3480
高知スラブ工事(有)	65-3436
日中建興	63-2123
山下水工設	64-3305
(株)ニシトミ	63-3048
福川工務店	64-3089